


令和2年10月16日

# 幼児教育・保育無償化について

野田市役所 児童家庭部 保育課作成

# 幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）

  
**3歳～5歳**  
〔保育の必要性の認定事由に該当する子供〕

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など

利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通園施設 (※)

**無償**  
(私学助成幼稚園は月2.57万円まで)

利用 → 幼稚園の預かり保育

幼稚園保育料の無償化に加え、月1.13万円まで無償

利用 (複数利用) → 認可外保育施設、ベビーシッターなど  
(一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など)

月3.7万円まで無償

複数利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償  
(幼稚園は月2.57万円まで)

  
**3歳～5歳**  
〔上記以外〕

- ・専業主婦(夫)家庭 など

利用 → 幼稚園、認定こども園、障害児通園施設

**無償**  
(幼稚園は月2.57万円まで)

複数利用 → 幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償  
(幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。  
(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

# 幼児教育・保育無償化のポイント

幼児教育・保育無償化について大きなポイントは次の3点となります。

①施設や保育サービスが無償化の対象となるかどうか。

※今回は対象の施設への説明となるため割愛します。

②利用者が無償化の対象となっているかどうか。

・野田市民かどうか ・市に申請はしているかどうか

③無償化の範囲はどこまでか。

・対象期間 ・月額支給限度額

# 目次

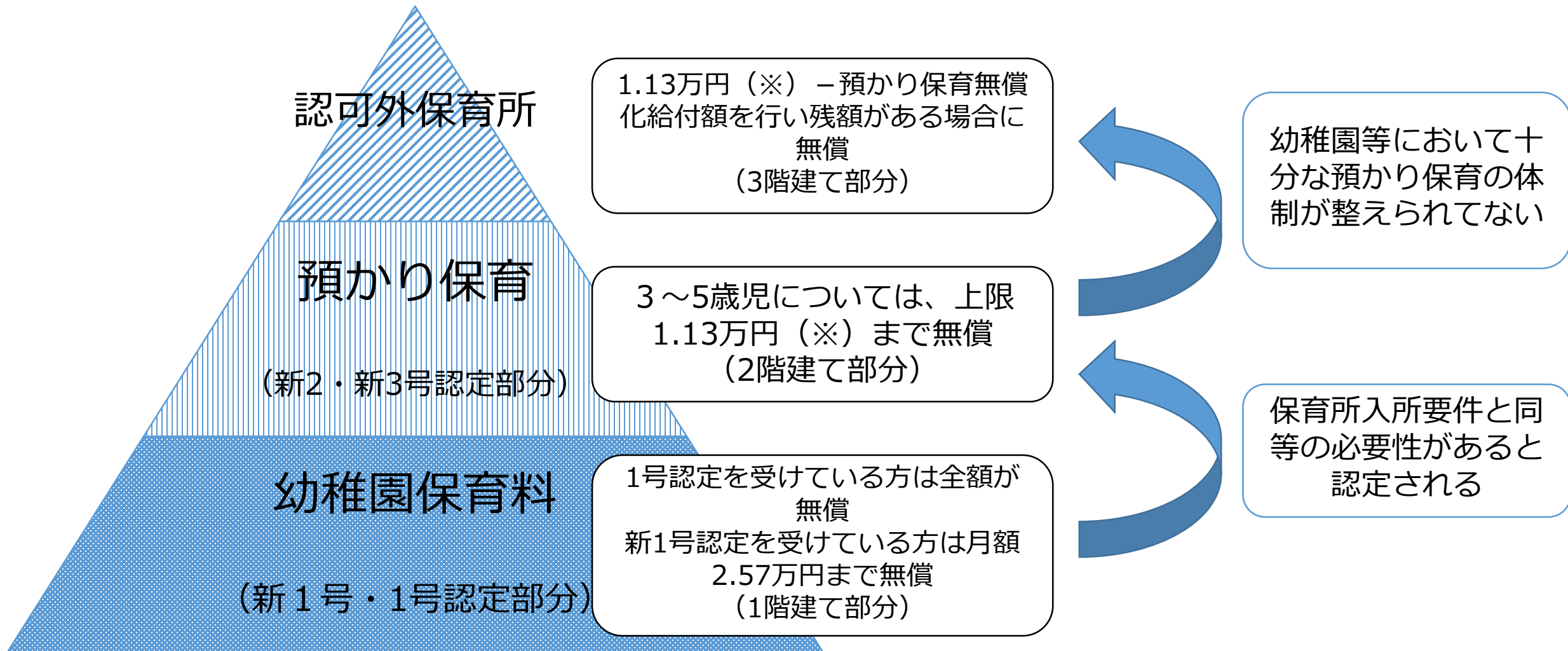
P5～幼稚園（新制度園・私学助成幼稚園含む）、認定こども園

P14～認可外保育施設等（一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を含む）

P18～事務フロー

幼稚園（新制度園・私学助成幼稚園含む）、  
認定こども園

# 幼稚園及び認定こども園1号部分無償化のイメージ図



（※）満3歳から翌年3月31まで児童については、非課税世帯のみ預かり保育が1.63万円まで無償になります。

# 幼稚園等利用料の無償化対象児童（1階建て部分）

## ■無償化の対象

- 新制度移行幼稚園及び認定こども園を利用する満3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化。（いわゆる教育標準時間が無償化。）
- 私学助成幼稚園を利用する満3歳から5歳までの子どもたちは入園金を含め月額2.57万円まで無償化。（上記を超える部分は保護者負担。）
- 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外。※食材料費等の補助金はあります。（P8で説明）

## ■無償化の開始年齢

- 幼稚園においては、満3歳になった日から無償化の対象。
- 認定こども園の1号認定子どもも同じく満3歳から対象。  
※年齢計算に関する法律により、誕生日の前日から3歳となります。

## ■無償化の方法

- 現物給付により無償化。（施設への保育料支払いがなくなります。）
- 私学助成幼稚園については月額2.57万円まで現物給付により無償化。

## 主食費及び副食費の実費徴収について

### ■ 副食費実費徴収の免除対象者について

幼稚園等利用者の3歳以上児については、保護者が給食費を施設にお支払いいただいていると思いますが、領収書に主食費（ごはん代）と副食費（おかず代）の内訳の記載が必要になります。また、下記の世帯については副食費（おかず代）が無償となります。

#### 副食費免除対象者

- ① 年収360万円未満相当世帯の子ども。
- ② 所得階層に関わらず第3子以降の子ども。 など

### ■ 免除対象者への対応

- 新制度移行幼稚園や認定こども園（1号認定）  
対象者から直接副食費を請求せず、毎月の施設型給付請求時に副食費免除者分の加算も併せて市へ請求いただいています。副食費免除対象者については市から施設及び保護者へ通知します。
- 私学助成幼稚園（新1号認定）  
対象者を問わず全員から主食費と副食費を請求します。その後、免除対象者を市で判定し、対象者に向けて補足給付事業による返還申請書を園を通して配布します。申請後、保護者の口座に市から補助額を支払います。補助上限額は次のとおり。

費目	月額上限額
主食費	200円まで
副食費	4,500円まで



# 預かり保育（2階建て部分）

預かり保育について利用者のポイントは以下の通りとなります。

## ■無償化の対象

- 預かり保育を利用する子ども（3歳児～5歳児）については、保育の必要性があると認定を受けた場合に、利用実態に応じて上限月額1.13万円までの範囲で無償化。→新2号認定

※認定こども園1号認定子ども、私学助成幼稚園の預かり保育も含む。

※住民税非課税世帯の満3歳児で、満3歳になった後の最初の3月31日までの間については、1.63万円が月額上限となる。→新3号認定

※非課税世帯以外は満3歳になった翌年4月（3歳児）から無償化の対象となる。

- 預かり保育の利用料については、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限金額1.13万円）と、実際に支払った利用実績額を毎月ごとに比較し、少ない方の額を支給。

- 申請日（保育課受領日）以降から無償化となります。

## ■無償化の方法

- 償還払いにより無償化。（保護者が支払った利用料を後日キャッシュバックします。）

- 償還払いを受ける際には、施設等利用費請求書（償還払い用）、施設が発行した領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書を市へ提出いただき、保護者の口座へ振込。

- 償還払いの日程は3か月分の利用費について翌月に請求書を提出。（10～12月分を1月に申請）

# 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定

- 新制度移行幼稚園または認定こども園の幼稚園保育料が無償になるためには1号認定（左図上段）を受ける必要があります。
- 預かり保育が無償化の対象となるには**1号認定に加えて、下図の新2号または新3号認定を受ける必要があります。**
- 保育所等への入所と幼稚園等への入所を併願し、結果として保育所等を入所保留となり幼稚園等（1号認定）で入所した場合も、1号認定に加えて新2号または新3号認定を受ける必要があります。
- 私学助成幼稚園の幼稚園保育料が無償化になるためには新1号認定（右図上段）を受ける必要があります。（私学助成幼稚園入所児童については全員認定を行います。）
- 私学助成幼稚園の預かり保育が無償化の対象となるには**新1号に代えて、下図の新2号または新3号認定を受ける必要があります。**
- 保育の必要性を判断する基準は教育・保育給付認定と同等です。（詳細はP11）

教育・保育給付認定	要件
1号認定	教育を希望する満3歳以上の子どもに対して行う認定
2号認定	保育の必要性があり、保育を希望する満3歳以上の子どもに対して行う認定
3号認定	保育の必要性があり、保育を希望する0～2歳の子どもに対して行う認定

施設等利用給付認定	要件
新たな認定(新1号認定)	教育を希望する満3歳以上の子どもに対して行う認定で、現に1号認定を受けていない子どもに対して新たに行う認定
新たな認定(新2号認定)	保育の必要性があり、保育を希望する3歳児クラス以上の年齢の子どもに対して行う認定で、現に2号認定を受けていない子どもに対して行う認定
新たな認定(新3号認定)	保育の必要性があり、かつ市民税非課税世帯である保育を希望する0～2歳児クラスの年齢の子どもに対して行う認定で、現に3号認定を受けていない子どもに対して行う認定

# 保育の必要性が認められる場合（新2号・新3号）

1. 就労：1日4時間以上かつ、月16日以上（月64時間以上）の就労をしている場合
2. 妊娠・出産：妊娠中または出産後間がない場合
3. 疾病・障がい：保護者が疾病や負傷、心身に障がいあり、児童の家庭保育に当たれない場合
4. 介護・看護：同居または長期入院等をしている親族の常時介護または看護をしている場合
5. 災害復旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6. 求職活動中：求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
7. 就学：学校教育法に規定された学校等に在籍しているか、職業訓練学校にて訓練を受けている場合
8. 虐待・DV：虐待や配偶者からのDV（家庭内暴力）の恐れがある場合
9. 育児休業中：既に保育所等を利用している児童で、育児休業取得中の継続利用が必要な場合
10. その他：上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合

## 幼稚園等利用者の認可外保育施設等の無償化の取扱いについて（3階建て部分）

保育の必要性がある幼稚園等利用者が幼稚園等で十分に預かり保育を利用できない場合には、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

### ■対象者

- 保育の必要性があると認定されている者。
- 上記に加え、通っている幼稚園等が「**教育時間（1号認定部分）を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満**」または「**年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満**」のいずれかに該当する者。

### ■無償化の範囲

- 預かり保育の上限額（月額1.13万円または1.63万円）から預かり保育の無償化額を差し引いた額。

### ■無償化の方法

- 償還払いにより無償化。（保護者が支払った利用料を後日キャッシュバック。）
- 償還払いを受ける際には、施設等利用費請求書（償還払い用）、施設が発行した領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書を市へ提出いただき、提出後に市から保護者の口座へ振込。
- 償還払いの日程は3か月分の利用費について翌月に請求書を提出。（10～12月分を1月に申請）

## 3階建て利用の算定例

3階建て利用をした保護者の無償化の算定は以下のとおりとなります。

### 月内の給付額算定例①【預かり保育+認可外保育施設】

#### ≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を月15日利用し、認可外保育施設を月5日利用

- ・預かり保育利用料400円/日
- ・認可外保育利用料3,000円/日

#### ≪預かり保育の無償化給付額≫

(実利用料) (給付限度額)

$400円 \times 15日 = 6,000円 < 450円 \times 15日 = 6,750円$

⇒実利用料の方が小さいため、6,000円を給付

#### ≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

$11,300円 - 6,000円 = 5,300円$

#### ≪認可外保育施設の無償化給付額≫

(実利用料) (給付限度額)

$3,000円 \times 5日 = 15,000円 > 5,300円$

⇒給付限度額の方が小さいため、5,300円を支給。

⇒預かり保育と合計で11,300円が給付される。

### 月内の給付額算定例②【預かり保育なし+一時預かり+ファミサポ】

#### ≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を利用せず、一時預かりを一日3時間・月5日、ファミサポを一日3時間・月5日利用

- ・一時預かり事業利用料1,000円/時間
- ・ファミサポ利用料700円/時間

#### ≪預かり保育の無償化給付額≫ 0円

#### ≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

$11,300円 - 0円 = 11,300円$

#### ≪一時預かり事業・ファミサポの無償化給付額≫

一時預かり事業： $1,000円 \times 3時間 \times 5日 = 15,000円$ ①

ファミサポ： $700円 \times 3時間 \times 5日 = 10,500円$ ②

①+② = 25,500円

(実利用料) (給付限度額)

$25,500円 > 11,300円$

⇒給付限度額の方が小さいため、11,300円を支給。

# 認可外保育施設等

## 対象児童

- 保育の必要があり市役所で**施設等利用給付認定（新2・3号）**を受けている児童。
- 申請日（保育課受領日）以降から無償化の対象となります。
- 認可保育所や認定こども園、企業主導型保育所との併用は対象外。
  - ※保育所等に在籍有→在籍している保育所等で無償化を受けているため、認可外は対象外
  - ※保育所等に在籍無→月額3.7万円（新3号4.2万円）まで対象（複数利用可）
- 幼稚園、認定こども園の1号認定児童については施設において十分な預かり保育がない場合には併用可能。（詳細はP12）
- ファミリーサポート事業、一時預かり事業、病児保育事業、認可外保育施設の併用は可能。

# 教育・保育認定及び施設等利用給付認定

教育・保育給付認定 (現支給認定)	要件	施設等利用給付認定	要件
1号認定	教育を希望する満3歳以上の子どもに対して行う認定	新たな認定(新1号認定)	教育を希望する満3歳以上の子どもに対して行う認定で、現に1号認定を受けていない子どもに対して新たに行う認定
2号認定	保育の必要性があり、保育を希望する満3歳以上の子どもに対して行う認定	新たな認定(新2号認定)	保育の必要性があり、保育を希望する3歳児クラス以上の年齢の子どもに対して行う認定で、現に2号認定を受けていない子どもに対して行う認定
3号認定	保育の必要性があり、保育を希望する0～2歳の子どもに対して行う認定	新たな認定(新3号認定)	保育の必要性があり、かつ市民税非課税世帯である保育を希望する0～2歳児クラスの年齢の子どもに対して行う認定で、現に3号認定を受けていない子どもに対して行う認定

- 無償化の対象となる児童は新2号認定・新3号認定（右表）を受けた方。
- 新3号認定を受けている児童は、非課税世帯のみ対象となる。
- 保育の必要性を判断する基準は教育・保育給付認定と同等。（詳細はP11）



# 無償化になる範囲

利用料について無償になる金額は下記のとおりです。

- 3～5歳児 所得に関係なく月額3.7万円まで無償
- 0～2歳児 非課税世帯のみ月額4.2万円まで無償

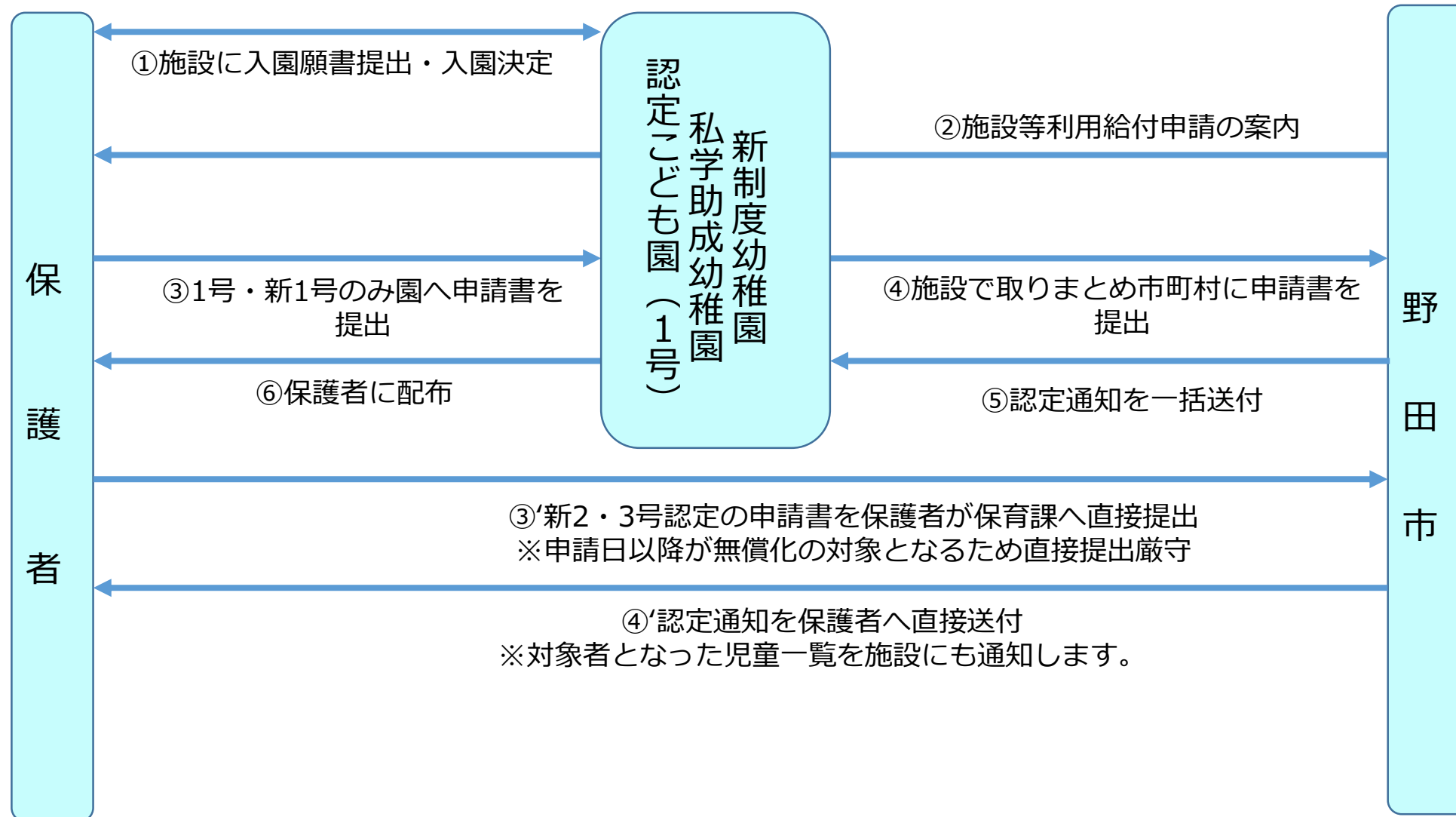
上記金額を超えた利用料を設定している場合は、保護者負担になります。（例えば、3歳児の施設利用料が40,000円の場合、差額3,000円は保護者負担。）

## 無償化の方法

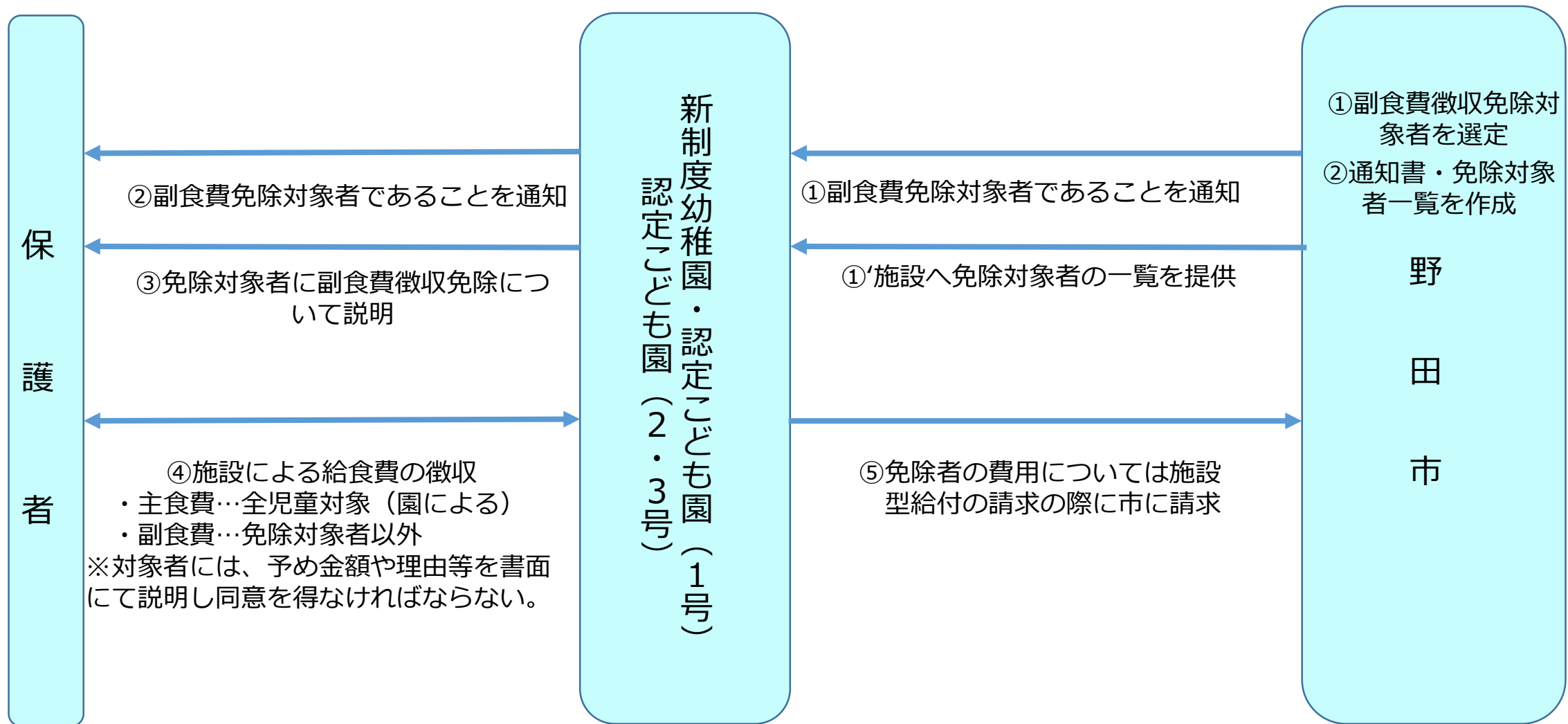
- 償還払いにより無償化。（保護者が支払った利用料をキャッシュバック。）
- 償還払いを受ける際には、施設等利用費請求書（償還払い用）、施設が発行した領収書、特定子ども・子育て支援提供証明書を市へ提出いただき、提出後に市から保護者の口座へ振込。
- 償還払いの日程は3か月分の利用費について翌月に請求書を提出。（10～12月分を1月に申請）

# 事務フロー

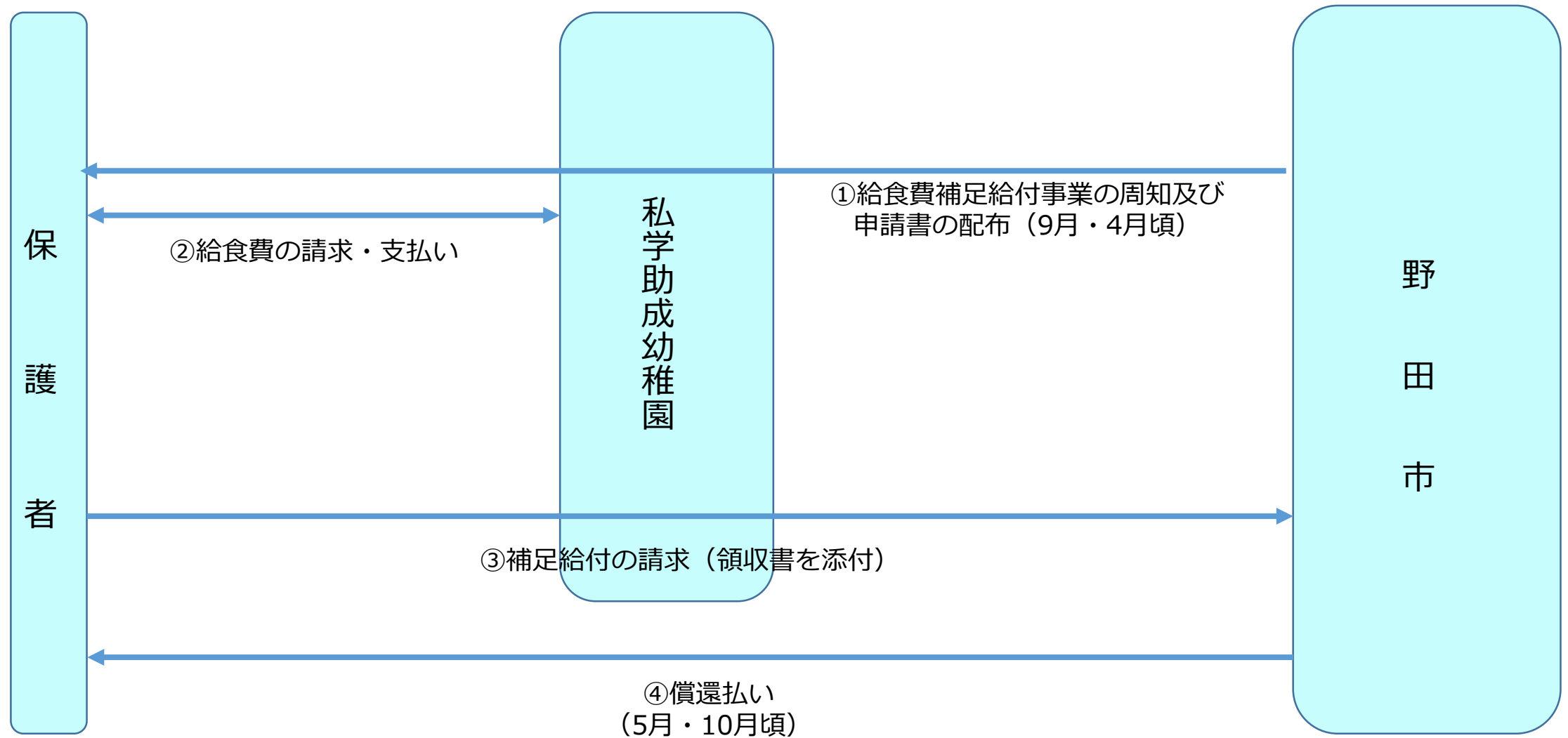
# 幼稚園等事務フロー（認定）



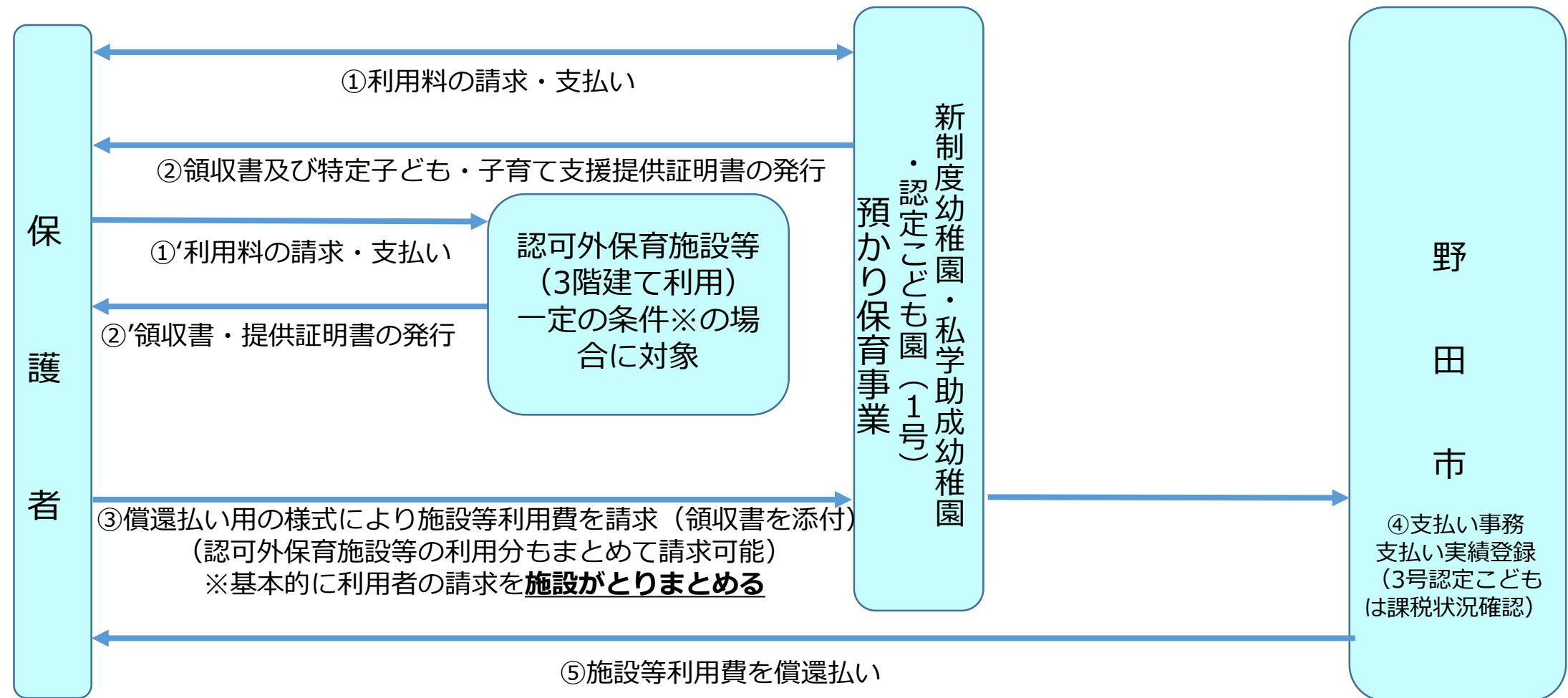
# 幼稚園等事務フロー（1号認定の副食費免除）



# 幼稚園等事務フロー（私学助成幼稚園の給食費補足給付事業）



# 幼稚園等事務フロー（預かり保育及び3階建て利用）



※認可外保育施設等の利用が施設等利用費の対象になる場合

①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの場合に該当する場合に、上限額の範囲内で施設等利用費の支給の対象になる。

# 認可外保育施設等事務フロー

